

広島県開発登録簿調書

登録番号

②



索引継分

当 初 許 可	開発許可	番号	指令広土建 第 30 号	変 更 許 可	番号		内 容		
		年月日	昭和 47 年 2 月 23 日		年月日				
	開発許可を 受けた者	住所	広島市南千田西町 2-31						
		氏名	(株) 広島ハルス会館 谷本憲俊						
	工事施行者	住所	広島市観音本町 2丁目 7-19						
		氏名	(有) 吉野工務店						
	許可に 基づく 地位の 承継	承継または 受理	番号			許可			
			年月日		昭和 年 月 日				
		承継した者	住所						
			氏名						
工事施行者	住所								
	氏名								
	承継の原因等								
開発 行為 の 概要	開発区域に含まれる 地域の名称および地番	安佐郡安古市町大字長楽寺字沖田 956-1, 956-2, 949-1, 951-1, 952, 953-1, 954-1, 955-1, 955-2		可					
	開発面積	4952.5 m <sup>2</sup>							
	予定建築物の用途	ボウリング場及 従業員宿舍							
	宅地区画および戸数								
	区域および 地域等	区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域						
	地域・地区	宅地造成工事規制区域							
法第41条第1項の 制限の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建ぺい率</li> <li>・ 容積率</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さの限度</li> <li>・ 壁面の位置</li> </ul>						
	(別紙土地利用計画図のとおり)								
予定工期	着手	昭和 47 年 3 月 11 日	備考						
	完了	昭和 47 年 9 月 26 日							
工事完了	検査	昭和 47 年 9 月 28 日		1815					
	公告	昭和 47 年 10 月 31 日							